○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第四号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する同法第六十八条の三第二項並びに同法第百三十九条第一項の規定に基づき、預金保険機構が特定資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　組織再編成（預金保険法（以下「法」という。）第百二十六条の二十六第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）に係る資金援助対象金融機関等以外の法人（法第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の三第一項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）が金融機関等（法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。）又は特定持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。）であること。

二　組織再編成により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得特定優先株式等（法第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。以下同じ。）となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）以外のものの出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定優先株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の種類と同一のものと認められること。

三　組織再編成により機構が保有する取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権（法第百二十六条の二十四第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。）につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

○金融庁、厚生労働省告示第三号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成六年大蔵省労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月六日から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

前文中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改める。

本則中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改める。

本則に次のただし書を加える。

ただし、労働金庫が発行する優先出資であって、その引受けに係る取得優先出資等（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二十五条第一項に規定する取得優先出資等のうち、協同組織中央金融機関（同法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいう。以下同じ。）が引き受けた優先出資に限る。）のみを信託する信託の受益権の同法第二十八条第一項の規定による買取りを行うべき旨の決定を預金保険機構と当該協同組織中央機関が受けたものについては、当該優先出資の発行価額を額面金額で除して得た値に百分の八を乗じて得た率とする。

○財務省告示第六十九号

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（平成二十四年財務省告示第三百四十一号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項の調査の結果、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについて、同条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日　財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　電解二酸化マンガン

(二)　銘柄、型式　法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

(三)　特徴　主として、電池の材料に用いられる。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

スペイン、中華人民共和国（以下「中国」という。）及び南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十六年九月一日から平成三十一年三月四日までの期間（法第八条第二十五項の規定に基づき平成二十六年三月六日より延長される期間を含む。）

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　本件調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）

指定貨物（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするものをいう。）のうち、オーストラリアを原産地とするもの以外のもの

(二)　本件調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで）

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したが、指定された期限までに必要な情報が提供されなかった者については、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づき、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて認定した。

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）

法第八条第一項に規定する「不当廉売差額」は、原産国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。